

## 事業者システム 平成30年4月改正による変更点

### ①移動支援事業に関するシステム改修

- ・片道支援加算の創設
- ・報酬算定方法等の変更
- ・実績記録票におけるサービス提供者欄の取扱いの変更について
- ・以上3点の変更に伴う実績記録票の様式変更

※各項目の詳細については、平成30年度4月～提供分の様式等ダウンロードのページ内の(4)移動支援・地域活動支援事業関係のNo.7「平成30年度移動支援の改定内容」を参照してください。

また、請求ソフトダウンロードのページ内の(3)操作マニュアル等のNo.2に「操作マニュアル(移動支援編)」がありますのでそちらもご確認ください。

### ②地域生活支援事業に関するシステム改修

- ・報酬算定方法の整理

平成30年1月11日付の通知のとおり平成30年4月提供分より下表のとおり報酬算定が変更されます。

<報酬区分適用表>

報酬区分	最低提供時間
4時間まで	—
4時間超~6時間まで	4時間20分以上の提供より算定可能
6時間超	6時間20分以上の提供より算定可能